

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部改正について

平成21年11月
人事・恩給局

1. 概要

今般、内閣官房に郵政改革推進室が設置され(平成21年10月26日内閣総理大臣決定)事務次官に相当する内閣審議官を室長に充てることとされたところ。標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令(平成21年内閣府令第2号。以下「府令」という。)第1条第4項においては、事務次官に相当する内閣審議官を列挙していることから、当該規定を改正し、「郵政事業の抜本的な見直しに関する法案の作成業務等の事務の処理を掌理するもの」を追加するもの。

2. 府令の規定の趣旨

標準的な官職を定める政令(平成21年政令第30号。以下「政令」という。)及び府令においては、職制上の段階及び職務の種類に応じ、標準的な官職を定めているところ。

政令表一の項第三欄第一号においては、一般行政の職務の種類のうち、本省内部部局等に置かれる事務次官の属する職制上の段階について規定しているところであり、各府省の事務次官以外にも、内閣法制次長や人事院の事務総長等、事務次官に相当する官職について規定しているところ。

この点、内閣官房に置かれる内閣審議官については、その指揮監督下の組織が政策課題の優先順位等に応じて柔軟に変更され、当該内閣審議官の担当分野ごとに職制上の段階が多少変化する場合があることから、「内閣審議官のうち内閣府令で定めるもの」と規定することで府令に委任し、各省の事務次官に相当する内閣審議官に限定し、それをもってその属する職制上の段階を規定しているところ。

具体的には、府令においては、人事院規則9-42(指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額)第2項において省名審議官と同等の号俸とされている内閣審議官を規定している。(中心市街地活性化本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部及び地域再生本部に関する事務の処理を掌理するもの、知的財産戦略本部に関する事務の処理を掌理するもの並びに国家公務員制度改革推進本部の事務局次長に充てられたもの)

3. 今般の改正の趣旨

今般、内閣官房に、郵政事業の抜本的な見直しに関する法案の作成業務等を行うため、郵政改革推進室が設置されたところであるが、郵政改革推進室改革室の室長に充てられた内閣審議官は、人事院規則 9 - 4 2 (指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額) 第 2 項において、省名審議官と同等の号俸とされることとなったところ。

これを踏まえ、事務次官に相当する内閣審議官を規定している府令第 1 条第 4 号を改正し、「郵政事業の抜本的な見直しに関する法案の作成業務等の事務の処理を掌理するもの」を追加するもの。